

京都府次世代自動車普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「京都府次世代自動車普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車等をいう。

(目的)

第3条 協議会は京都府内における次世代自動車の普及を目的として、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策（京都府EV・PHVタウン推進マスター・プランなど）の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は別に定める委員等をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 会長は、協議会を総括する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会において、必要があると認めたときには、専門の知識を有する者等から意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(公開)

第8条 協議会の会議は原則公開とする。

2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、京都府環境部地球温暖化対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

京都府次世代自動車普及推進協議会委員等

(平成 30 年 11 月 22 日現在)

	機関名	職・氏名		
委員	メーカー	(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション トヨタ自動車(株) 日産自動車(株) SUBARU(株) 三菱自動車工業(株) 本田技研工業(株)	専務取締役 担当課長 理事涉外担当役員 担当部長 常務執行役員 執行役員	西田 啓 永島 佳朗 石井 裕晶 岩瀬 勉 大道 正夫 鈴木 麻子
	電力会社	関西電力(株)	執行役員京都支社長	津田 雅彦
	学職経験者	同志社大学 立命館大学 富山大学 四国大学	名誉教授 教授 副学長 学長（京都大学名誉教授）	郡鳶 孝 周 瑞生 中川 大 松重 和美
	経済団体	(一社)京都銀行協会 (公社)京都工業会 (一社)京都府タクシー協会 京都府石油商業組合 京都駐車協会 (公社)京都府観光連盟 (一社)京都府自動車整備振興会 京都府商工会議所連合会 京都府商工会連合会 (一社)京都府レンタカー協会 (一社)日本ホテル協会京都支部	会長 会長 会長 専務理事 会長 会長 会長 会長 会長 会長 会長 会長 会長 会長 会長	土井 伸宏 中本 晃 兼元 秀和 鳥山 正未 青木 善男 柏原 康夫 中村 齊 立石 義雄 沖田 康彦 小國 徳人 福永 法弘
	行政	京都府市長会 京都府町村会 京都市 京都府	会長 会長 副市長 副知事	河井 規子 汐見 明男 岡田 憲和 山下 晃正
	オブサーバー	日本チェーンストア協会 (一社)日本フランチャイズチェーン協会 近畿経済産業局総務企画部 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	専務理事 専務理事 参事官（エネルギー・環境ビジネス担当） 関西支部 主査	井上 淳 伊藤 廣幸 大塚 公彦 阪井 康代